

豊島区観光課「多言語観光情報サイト Guidoor」運用要綱

令和5年2月1日

文化商工部長決定

改正 令和7年9月1日

(目的)

第1条

この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区観光課（以下、「区」という。）が開設する「多言語観光情報サイト Guidoor」（以下「Guidoor」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **G u i d o o r** : 「Guidoor」は一般財団法人地域みらい創造財団（以下「財団」という。）が運営する多言語観光情報サイト。自治体などが提供した観光スポットを無料で日本語・英語・中国語（繁体字／簡体字）・韓国語・フランス語・スペイン語・インドネシア語・タイ語に翻訳し発信している。
- (2) **P r o ユ ー ザ ー** : 地域の観光情報に詳しい自治体などが財団によって認定される。アカウントの横に「Pro」マークのバッジがつき、一般ユーザーとの差別化を図れ、書き込み内容の信頼度も飛躍的に高まる。
- (3) **ロ コ ミ 機 能** : 観光スポットごとにユーザーが評価や最新情報などを書き込むことができる機能。ユーザーは誰でも閲覧可能。
- (4) **ユ ー ザ ー** : Guidoor の閲覧者をいう。

(運用主体)

第3条

Guidoorの運営主体は区とし、アカウント名は「豊島区」とする。

運用は「Proユーザー」認定を受けた本アカウントでのみ行う。

(運用主体及び発信内容等の明示)

第4条

運用主体、発信する内容等については、区公式ホームページに明示する。

(Guidoor運用管理者)

第5条

運用に際し、Guidoor運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、産業観光部観光課長をもって充てる。

(Guidoor情報管理者)

第6条

Guidoorに掲載するコンテンツを適正に管理するために、Guidoor情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

- 2 情報管理者は、観光課長をもって充てる。
- 3 情報管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) コンテンツの情報収集、作成、更新、削除。
 - (2) コンテンツに対する閲覧者からの問い合わせ対応。
 - (3) ユーザーの発信する口コミに対する返信。（必要時）。
- 4 情報管理者は、コンテンツの作成等にあたり、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」を遵守しなければならない。

(投稿方法)

第7条

情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

2 発信内容は掲載施設管理者等から提供を受けた情報を区で精査し、適切と認められたものとする。区は同条第1項で定められた内容に反すると認められた内容について、発信拒否、もしくは発信した内容を削除することができる。

3 区は「Pro ユーザー」として口コミ機能を運用する。発信内容は第2項と同様とする。また、必要に応じてユーザーの口コミに対して返信を行う。

(投稿禁止情報)

第9条

Guidoor の運用に際して、次に掲げる内容の発信を行ってはならないものとする。また運営管理者は、発信内容やユーザーによるロコミが下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(著作権)

第10条

Guidoor で発信されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区又は現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責事項)

第11条

区は、利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

3 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第 12 条

この要綱に定めがない事項については、運営管理者と協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。